

【石綿対策全国連絡会議のアンケートに対する回答】

平成 15 年 10 月 23 日

保 守 新 党

(問 1)

職域において取り扱われるアスベストについては、労働者の健康障害を予防するため、平成 7 年の法改正において、アスベストのうち、有害性が高いアモサイト（茶石綿）、クロソドライト（青石綿）については製造・使用等が禁止されました。またこれ以外のアスベストについても、十分な管理を図るため、事業者に対するアスベスト曝露対策が強化されました。今後、アスベストの全面禁止に向け、管理の徹底、代替手段の開発などを進めていきます。

(問 2)

被害状況の現状把握は必要であるが、完全除去は非現実的。

(問 3)

当然のこと。現在も完全ではないがその線に沿って進められている。

(問 4)

十分検討に値する。

(問 5)

自主的な運動の盛り上がりは結構なこと。

(問 6)

時間が許せば、聞く用意はある。

(問 7)

国内で被害が明らかなものを海外に輸出すべきではない。当然のこと。国連などを通じた国際的取組みが必要。

(問 8)

要検討

(問9)

十分、検討の余地あり。

(問10)

特になし。